「とうきょうさんぱい」　通巻第三七五号　令和三年十二月一日　発行人　鈴木宏和　発行　一般社団法人東京都産業資源循環協会

廃木材よ…よみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

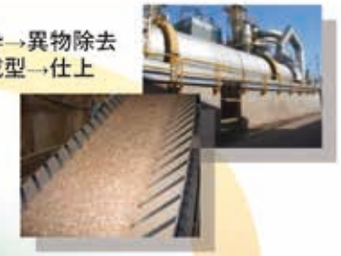

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667

とうきょうさんぱい

第38巻第9号　通巻第375号
375
令和3年12月1日発行

建設廃棄物委員会
東京建設業協会・東京建物解体協会・東京都中小建設業協会との
四団体合同勉強会を開催

人材確保プロジェクト　ドライバー採用支援 Web セミナー
廃棄物処理法の適用に係る解釈の明確化
建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務について

一般社団法人 東京都産業資源循環協会

CONTENTS

建設廃棄物委員会
東京建設業協会・東京建物解体協会・東京都中小建設業協会との四団体合同勉強会を開催 …… 2

人材確保プロジェクト
『ドライバー採用支援 Web セミナー』実施報告 …… 6

規制等の総点検タスクフォースを踏まえた廃棄物処理法の適用に係る解釈の明確化 …… 9

建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務について … 10

温暖化防止取組強化策〈クール・ネット東京〉　地球温暖化対策報告書制度のご紹介　…… 12
SDGsへの取組　調布清掃のSDGsへの取組　…… 14
人材確保プロジェクト　新入社員インタビュー｜㈱ワイエムエコフューチャー　…… 15
理事会・委員会報告　第７０回理事会、法制度検討委員会、医療廃棄物委員会、中間処理委員会〈焼却分科会〉、中間処理委員会〈中和・脱水分科会〉　…… 16
よろず相談［税務］　インボイス登録制度申請開始／国税庁の預貯金の照会業務／退職所得の見直し　…… 18
身近なヒヤリ・ハット事例 Part 151 …… 21
広告　㈱坂本鉄工建設（正会員：㈱太陽油化グループ会社）　…… 22
協会の主な今後の日程 …… 23
事務局だより・編集後記 …… 24
表紙の言葉 …… 23

題字：東京都産業資源循環協会　名誉会長　高橋 俊美

東京建設業協会・東京建物解体協会・東京都中小建設業協会との四団体合同勉強会を開催

東京都産業資源循環協会 建設廃棄物委員会（高橋潤 委員長）は、令和 3 年 10 月 15 日㈮ 13 時 30 分より、エッサム神田ホール 2 号館（千代田区内神田）において、一般社団法人 東京建設業協会、一般社団法人 東京建物解体協会、一般社団法人 東京都中小建設業協会との合同勉強会を開催した。参加者は 39 名であった。

（事務局長　鈴木 眞吾）

勉強会 会場

●開会

高橋 委員長から「本日は、東京都をはじめ各団体から５つのテーマを取り上げて意見交換してまいります。今後も勉強会を通じて皆さんと連携を取り様々な課題解決に向けて取り組んでいきたいと思います。」と挨拶があった。

続いて、今年度から参加する（一社）東京都中小建設業協会の山口巖会長から「新たに四団体合同勉強会に参加させていただき有難うございます。昨年、災害廃棄物処理処分に関する協定を 23 区長と清掃一部事務組合と締結しました。しかし、土木・建築の施工を中心とする団体であり産業廃棄物の知識は広くないため、勉強会を通してさらに理解を深め災害時に迅速に対応できるよう皆さんのご指導を受けながら進めていきたいと思います。」と挨拶された。

当協会
高橋委員長

東京都中小建設業協会
山口会長

●第 1 部

電子マニフェストの普及等について

講師：須田 邦義 氏

東京都環境局 資源循環推進部
産業廃棄物対策課 指導担当 課長代理

須田 氏

はじめに、マニフェスト制度の概要が説明され、電子マニフェストの普及等を 2022 年度において 70％を達成するための取組が説明された。

また、東京都では産業廃棄物処理に係る事務処理の効率化や不適正処理防止、さらには DX 化の推進のため、今年度の電子マニフェストの普及促進事業については、東京都・東京都環境公社・当協会で三者協定を結んでいる。事業の実施に当たっては、電子マニフェストの制度に精通し、かつ、都の「産廃エキスパート」の認定を受けている事業者を「普及アドバイザー」として認定し、アドバイザーが未加入の排出事業者に対し、電子マニフェストの利用方法やメリット等を直接お伝えする内容となっているので、是非、この機会に利用の検討をお願いしたいと都から未加入事業者にメッセージが送られた。

〇再生骨材コンクリートの利用促進について

再生骨材コンクリートについては、「建設副産物実態調査」（国土交通省）より、コンクリート塊の発生状況から再生骨材コンクリートの利用拡大の現状までを説明したうえ、今後の取組として、都市型資源であるコンクリートは都が率先して循環利用し、資源循環の促進、環境保全に貢献していく必要があり、脱炭素化への貢献にも期待がある。再生骨材コンクリートの需要と供給を喚起していくためには、都と関係業界の一層の連携による、戦略的な取組が必要となる。最後に、利用促進に向けた情報展開のイメージ例を示し、都や関係業界が持つ情報を断片的ではなく、効果的に一括発信し、相乗効果をもって、再生骨材コンクリート利用の潮流を起こしたいと講演を締めくくった。

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係わる手続きについて（通知）
～東京都の取扱い～

講師：原 啓暢 氏

東京都環境局 資源循環推進部
産業廃棄物対策課 審査担当 課長代理

原 氏

はじめに、廃棄物処理施設等の設置（変更）手続き及び環境省課長通知※の内容や、通知が出された背景について説明があった。そのうえで、各項目における東京都の取扱いについて、各種手続きの変更点や事前相談が必要か否か等「従来の都の考え方」と「都の今後の取扱い」が詳細に解説された。

最後に今回の通知は、設置許可等が必要な廃棄物処理施設に関するもので、別途、業許可に関する手続きが必要となる場合があるので注意するよう付け加えられた。

※環循適発・環循規発第 2104051 号 令和 3 年 4 月 5 日「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続きについて（通知）」

再生骨材コンクリートの普及拡大を図るための新たな挑戦

講師：立屋敷 久志 氏

ダイヤリフォーム㈱ 取締役

JIS 原案作成委員

立屋敷 氏

はじめに、研究開発及び規格基準の制定の経緯説明や生コンクリートと再生骨材コンクリートの販売量の推移を出荷量データから説明された。再生骨材コンクリート普及に不可欠な①技術、②規格基準、③経済性の３つの要素は既に成立しており、普及しない理由は、市場がないためである。事業にかかわる解体業者、中間処理業者、コンクリート製造業者、建設業者、施主（発注者）のそれぞれのインセンティブについて解説し、現在の再生骨材コンクリートのサプライチェーンでは、解体業者から再生骨材の製造販売業者まではインセンティブが働くが、再生骨材コンクリート製造販売業者から施工、発注者まではインセンティブが働かない。そこで、カーボンリサイクルを実施するためのビジネス環境の整備の重要性についても説明がされた。

コンクリート塊を利用したカーボンリサイクル事業は 2030 年には価値を生み出す。しかし、現時点でインセンティブの働かない再生骨材コンクリートの製造工程、施工工程を機能させることが重要である。

最後に、東京エリアにおいて、各事業団体が連携して再生骨材コンクリートを主要構造部位ではない箇所に適用するカーボンリサイクルのモデル事業に挑戦することが必要と訴えた。

●第２部

太陽光パネルの撤去・処分の今後の問題について

講師：高橋 仁 氏

（一社）東京建物解体協会 副会長

高橋 氏

本日は、環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」を参考資料に講演された。

過去の導入実積（全国計）から将来の太陽光パネルの排出見込量（寿命 25 年）は、約 5,000 万枚／年と推定される。それに対して、太陽光発電協会によると適正処理（リサイクル）の可能な産業廃棄物中間処理業者は全国で約 30 社とあまりに少ないのが現状である。さらに、国産製品よりも格安品の海外製品に問題が多いという。太陽光発電設備の解体・撤去の流れから太陽電池モジュールの取り外しや分別保管に関する留意点、解体・撤去工事により発生する使用済太陽電池モジュールの処理方法から破砕作業における破砕方法や破砕場所の問題や処分に関する問題点等が解説された。

さらに、今後の検討課題については、カーボンニュートラルの取組では益々排出総量が増加すると推測されるため、太陽光パネルのリサイクルに向けた法整備を検討し、東京都には、太陽光パネルの撤去・処分についての関連条例の検討を願うところである。実際の検討と実行化のルール作りのためにも行政と団体が一体になって取り組んでいくべきと述べた。

建設廃棄物業界の DX（デジタルトランスフォーメーション）化の進捗と課題

講師：谷口 敏幸 氏

（一社）東京都産業資源循環協会

建設廃棄物委員会 委員

谷口 氏

経済産業省は、日本企業が DX を推進できなかった場合、2025 年以降、日本は毎年最大 12 兆円もの経済損失が生じるとして「2025 年の崖」と言われているのは既に周知のことであるが、中小企業レベルでは中々進んでいない実態がある。

DX は、第 4 次産業革命に位置づけられる。第 1 次（18 世紀）は、石炭燃料を用い軽工業の機械化。第 2 次（19 世紀半ば～ 20 世紀初頭）は、石油と電気による重工業の機械化・大量生産化。第 3 次（1970 年代初頭）は、コンピューターが単純作業を自動化、GAFA（米国 IT 関連 4 大企業）が台頭。そして、第 4 次（2010 年代～）は、AI、IoT がデータをもとに高度な知的活動を担う。谷口氏は、さらに産廃業界の DX とはどういうものかを顧客目線と処理業者の目線から解説した。建設廃棄物処理の対顧客 DX 化に向けての構想は、STEP 1 内部のデジタル化（デジタイゼーション）：基幹システム⇒ STEP 2 外部とのやりとり（デジタライゼーション）：情報共有システム by モバイル⇒ STEP 3 新たな価値の実現：産廃業界のコア（核心）の部分を再定義すること。

未だに産廃業界の DX については明確化されていないが、今回は 1 つの案として提示した。今後、さらに突き詰めていくことが必要とされるため、皆様からの知恵もいただきたいと講演を終えた。

●閉会

木村 専務理事

当協会の木村尊彦 専務理事から「コロナ禍の中、５つのテーマによる研修会に多数の参加があったことは皆様の知識欲の高さだと感じたところである。東京都も含めた 5 団体で今後もパワーアップして様々な問題を解決していきたいと思う。」と挨拶があり、閉会した。

人材確保プロジェクト
『ドライバー採用支援Ｗｅｂセミナー』実施報告

人材確保プロジェクト（二木玲子リーダー）では、2021 年 10 月 6 日㈬ 14 時より、『ドライバー採用支援 Web セミナー』を開催しました。

新型コロナウイルスの影響で人材の流れが変わり、ますます産業廃棄物業界のドライバー採用が厳しくなっています。今回は当協会の賛助会員 2 社によるドライバーに特化した採用手法（インターネット求人広告、人材紹介サービス）の紹介と、社会保険労務士による人材育成にかかわる最新の助成金情報について講演を行いました。

● 第 1 部
ドライバー人財課題解決の「成功の秘訣」を知る !!

1 株式会社ドラ EVER　渡海 克利 氏

渡海 氏

株式会社ドラEVERは、ドライバー専門のインターネット求人媒体『ドラEVER』を2017年から運営、2021年9月の実績として、全国で約2400社の運送企業が求人を掲載し、月間17万人のユーザが実際にアクセスしている求人サイトです。今回はサイト利用者のデータベース分析での結果から導き出された広告掲載の効果的手法について、求職者の動向、訴求力のある求人情報掲載例についてご説明いただいた。

◎データベースから見る求職者の動向

サイトを利用したユーザが求人情報を検索する上で、主な検索条件の動向は以下の通りである。

『給与』

30万円以上が検索条件のトップ。低すぎると見てもらえないが高すぎても重労働を想定して敬遠される。

『時間』

夜間勤務は敬遠される傾向。

『福利厚生』

賞与・退職金などを重要視する傾向から、寮、社宅などの住居に関わる条件での選択が増加している。

『休日休暇』

週休2日以上でしっかり休める環境を求める傾向が強い。

◎求職者へ訴求力のある求人情報掲載例

サイト利用者の動向から分析した「求人応募時」の判断材料は、【職種、福利厚生、給与、休日】に注目している。この項目に対して、いかに差別化を図れるかが重要であるが、その情報をいかに的確に伝えることができるかもポイントとなる。

求人サイトの構成では、まず各社の『求人情報ページ』（ダイジェスト版）が表示され、その後『求人詳細ページ』へ移行する。この『求人情報ページ』にてまず求職者が興味を示すか否かを判断することになるため、このページに各社の強みや求職者に訴求力のある情報を視覚的に記載することが必要である。

また、【求人詳細ページ】には①仕事内容②待遇面③年収/月収例④1日の流れ⑤会社からのPR、等の情報を、すべて求職者目線で「自分（求職者）がこの会社で働いたらどうなるのか」の情報を簡潔に記載することが必要である。

2 株式会社プレックス　深谷 凌 氏

深谷 氏

株式会社プレックスはドライバー特化型の人材紹介事業を2018年4月より運営、毎月5000人以上の新規求職者の登録があり、スピード採用・高い定着率を強みとしている。今回、産業廃棄物業界で、求職者の採用から定着までの課題を解決するための人材紹介サービス活用方法についてご説明いただいた。

これまでの求職者とのヒアリングで気づくことは、産業廃棄物業界未経験者からは当業界の仕事が想起されにくく、またマイナス面ばかり目が向いている可能性が見受けられる。

そこで採用から定着までには、それぞれに3段階のフローがあるが、各フローにおいて人材紹介サービスで解決できることは以下の通りである。

【採用支援】①認知・想起⇒②理解・興味⇒③比較・検討⇒採用

①求職者が持つネガティブな印象を解消することにより、そもそも当業界を知らなかった層まで幅広く仕事を紹介することができる。

②仕事の内容を直接求職者に説明することで、実際の業務を求職者にイメージしてもらうことができる。

③求職者は、自分の状況や経験などを考慮し、給与だけでなく休日・福利厚生などの条件からも自身に合った求人を選択できる。

【定着支援】①仕事への動機付け⇒②入社前後のギャップ⇒社風・文化への適応⇒定着

①仕事への動機付け

入社前になぜその会社に入社するのか、求職者の状況や経験などを考慮し、動機を把握しておくことで、入社後の不安による退職を防ぐことができる。

②入社前後のギャップ

面接では直接聞きづらい雇用条件等を人材紹介会社から情報収集することができ、求職者が雇用条件をしっかりと認識することで、入社後に不信感を抱くことがなく安心して就業することができる。

③社風・文化への適応

過去に早期離職した方 / 定着している方の傾向と、求職者の人柄などから懸念されるポイントも事前に把握し対策を検討しておくことで、状況に対応し安心して働くことができる。また入社後に、人材紹介会社へ職場の悩みを相談することができる。

この【採用支援】【定着支援】の人材紹介事業を最大限有効活用するためには、求人企業側と人材紹介会社との密な情報連携が必要となる。できる限りの詳細な求人情報、訴求ポイント、求める人物像などの情報共有を図ることが【採用・定着】への問題解決への重要なポイントとなる。

● 第 2 部
知らなきゃ損 !! 採用支援に関わる助成金活用方法

社会保険労務士法人ストラテジー
梅村 吉博 氏

梅村 氏

現在、22種類68コースの助成金が厚生労働省雇用関係助成金では存在している。その中から『社員採用・育成』に有効な助成金を紹介する。

①人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）
正社員経験の少ないパート / アルバイトなどの有期契約労働者に対し、正規雇用労働者に転換または処遇改善を目的として計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

②人材開発支援助成金（特定訓練コース※新卒向け、一般訓練コース）
新卒採用時の入社時研修、及び一般社員のスキルアップを図るために実施する教育訓練に対し、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

③キャリアアップ助成金
有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した際に受給できる助成金。

④両立支援等助成金
男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取組によって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた場合に受給できる助成金。

⑤特定求職者雇用開発助成金
ハローワーク求人経由で、高齢者、障がい者、短時間勤務者等を新たに雇い入れた場合に受給できる助成金。本件に該当する場合はハローワークから申請手続きの案内が自動的に届くもの。

各助成金ともそれぞれ支給要件が年々厳しくなっており、申請手続きも細かくなっている。また事前に計画届（事前認定）が必要となる。

各助成金の活用を検討する際には、事前に社会保険労務士等の専門家と綿密に打ち合わせを行い、事前準備を整える必要がある。

その上で計画の策定から計画届（事前認定）の提出、各種施策の実行、申請手続きを行うことが望ましいと考えられる。

● まとめ／アンケート結果

本日のセミナーでは、人材の採用から入社後の定着そして教育訓練に至るまでの一連の流れをご紹介できました。採用し定着すれば、結果として人材の確保につながります。

本セミナーでは、計19社の参加がございました。

セミナー終了後の、各社からのアンケートでは、『求職者への訴求ポイントがよくわかった』『人材紹介を使うメリット、特徴を理解することができた』『助成金の種類が複数あり今後の参考になった』などの意見が寄せられました。

（高俊興業㈱　山下　敬幸　記）

規制等の総点検タスクフォースを踏まえた廃棄物処理法の適用に係る解釈の明確化

協会事務局

令和 3 年 9 月 30 日付けで、環境省廃棄物規制課長通知「第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について」が発せられた。
以下にこの概要を記す。

第 1　一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について

同様の性状を有する一廃と産廃を、当該一廃・産廃両方の許可を有する者の運搬車または施設において混合処理することは廃棄物処理法上禁じられていない。

搭載する廃棄物ごとに容器を分けること、又はそれぞれの廃棄物の数量を計測することができれば、同様の性状を有する一廃と産廃を混載して運搬して差し支えない。その際、産廃マニフェストの交付義務は従来通り課される。

同様の性状を有する一廃・産廃両方の処分業許可を有する者の施設において、当該一廃と産廃を混合して保管、投入及び処分しても差し支えない。処理後の残さについては、処分した一廃と産廃の比率で按分し、以後それぞれの区分の残さとして取り扱って差し支えない。

第 2　産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について（平成 18 年 3 月 31 日付け通知）

メタンガス化施設を試運転する際に、産廃である下水道汚泥を種菌として利用する場合においても適用できる。

産廃の排出、中間処理、試験研究が行われる都道府県・政令市が異なる場合は、当該都道府県・政令市の間で当該産廃の管理方法等を協議しておくことが望ましい。

第 3　地下工作物の取扱いについて

次の①から④までの全ての条件を満たし、（一社）日本建設業連合会ガイドラインに基づき行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。ただし、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限る。戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。石綿含有建材や PCB 使用機器等の有害物、内装材・設備機器等はすべて撤去すべき。

① 存置することで生活環境保全上の支障が生じるおそれがない。
② 「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
③ 本設又は仮設で使用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するための存置であって、老朽化を理由としたものでない。
④ 関連事業者及び土地所有者は、存置の記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに、土地売却先に記録を開示し引き渡す。

建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務について

協会事務局

令和３年８月２０日から公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、令和２年７月２０日の環境省通知「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」を踏まえて、通知に示された独立・中立的な第三者の一つとして建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る審査及び認証を行う業務を実施することになった。

審査認証業務の概要は次ページのとおりである。

なお、当分の間は、公共工事に用いられるものに限って実施されることに留意されたい。

ちなみに、審査料（税別）は下記のとおりで、これらの合計金額となる。

施設審査　　計　２００万円　（更新は１００万円）
＋　再生品審査　　計　１００万円
＋　追加料金（追加的な実地審査等の交通費等）

【参考：令和２年７月２０日環境省通知の概要】

建設汚泥処理物及び再生砕石並びにこれらを原材料としたもの（建設汚泥処理物等）の不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現し有効活用を図る。

各種判断要素の基準を満たし、かつ、社会通念上合理的な方法で計画的に利用されることが確実であることを客観的に確認できる場合にあっては、建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造された時点において、有価物として取り扱うことが適当である。

（この後、通知では具体的な確認方法を述べている。）

建設汚泥処理物等の有価物該当性について、都道府県・政令市や公益法人等独立・中立的な第三者が、透明性及び客観性をもって認証する場合も、建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造された時点において、有価物として取り扱うことが適当である。

別紙

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団による
「建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務」の概要

１．業務の要旨

建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造されたもの（建設汚泥再生品等）について、「各種判断要素の基準を満たし、かつ、社会通念上合理的な方法で計画的に利用されることが確実であることを客観的に確認できる」か否かの審査をし、その確認ができた場合に、その旨の認証を行う。

２．対象品

以下の再生品を対象とする。ただし、当分の間は、公共事業に用いられるものに限る。

① 建設汚泥再生品
② 廃コンクリート再生砕石
③ 上記２品を原材料として製造される「ハイブリッドソイル」

３．審査区分

以下の審査を実施要領に従って行い、すべての審査に適合した対象品を認証する。

(1) 施設審査（製造者に係る審査、製造管理に係る審査、保管・出荷に係る審査、品質管理に係る審査）
(2) 再生品審査（原材料に係る審査、製品の品質に係る審査、製品の利用の確実性に係る審査）

４．審査認証の流れ

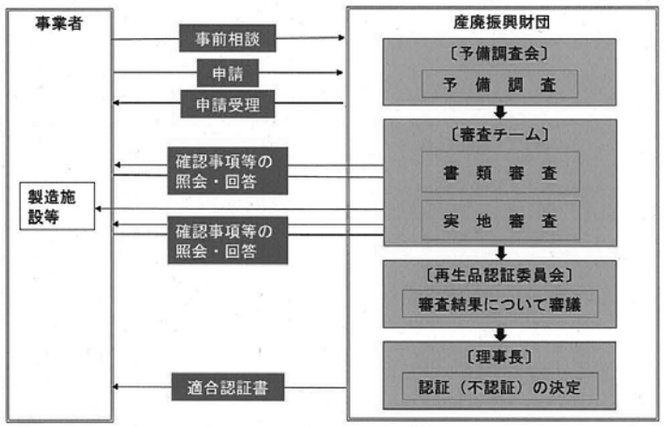

（注）申請ができる事業者は、廃棄物処分業の許可を有する事業者等とする。

５．実施要領

業務は、「建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務に関する実施要領」（https://www.sanpainet.or.jp/○○○）に従って実施する。

温暖化防止取組強化策

地球温暖化対策報告書制度のご紹介

＜目的＞

本制度は、都内の全ての中小規模事業所での地球温暖化対策の底上げを図るため、地球温暖化対策報告書に取り組むことで、二酸化炭素排出量を把握し、具体的な省エネルギー対策を実施していただき、実質的に事業活動に伴う二酸化炭素の排出抑制の推進をしていくことを目的としています。

＜対象となる事業所・事業者＞

○**対象となる事業所**：都内全ての中小規模事業所

※中小規模事業所とは年間のエネルギー使用量が 1,500kL/年（原油換算）未満の事業所です。

○**対象となる事業者**：上記の「対象となる事業所」を所有または使用している事業者

※所有者（オーナー）と使用者（テナント）の双方ともに対象事業者となります。

※提出区分は、『義務提出』と『任意提出』の２つあります。

＜主な報告内容＞

○実績年度の「CO_2 排出量（エネルギー等の使用量）」、「地球温暖化対策の実施状況」

＜事業者にとって地球温暖化対策報告書を提出するメリット＞

★エネルギー使用量や温暖化対策の実施状況を把握できます。

➡ **CO_2排出量や光熱費の削減が可能**

★温暖化対策への取組をアピールできます。

ＰＲシート
事業所のCO_2排出量や省エネ対策への取組などについて表示する書面

⇒掲示することで来訪者や自社の社員へアピールできる

低炭素ベンチマーク
事業所の用途に応じた自己評価指標

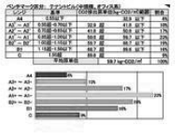

カーボンレポート
テナントビルの省エネレベルの見える化

★減税制度の申請が可能です。

省エネ促進税制
都が指定する導入推奨機器を取得した際の事業税を減免

※現在募集中のものを記載。
グリーンリースの助成金等、過去にも様々な支援事業の申請条件に

★優良性基準適合認定事業の「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の評価基準で配点があります。

＜2021 年度からの主な変更点＞

○ 押印廃止（はんこレス）でご提出いただけるようになりました。

○「地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク」の使用申請の受付を開始しました。

＜作成方法＞

○「作成ツール（無料）」を使って、電子データで作成・提出することをオススメします。

都環境局の本制度ホームページの「報告書の作成」の「各ツールのダウンロード」からダウンロードできます。

https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/report/format/index.html

地球温暖化対策報告書 作成ツール Ver.7.0 2021

○「作成ツール」で作成する場合は、説明動画を用意しています。

都環境局の本制度ホームページの「報告書の作成」の「地球温暖化対策報告書制度説明動画」を参照してください。

https://www.youtube.com/watch?v=D4WrKWVEjIM

＜提出方法＞

○郵送（もしくは窓口）でご提出願います。 ※感染症対策のため、できるだけ郵送願います。

○令和３年度の提出期限は令和３年 12 月 15 日（水）です。（任意提出）

(提出先)
東京都地球温暖化防止活動推進センター　宛
〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　新宿ＮＳビル 14 階

※郵送で提出される場合は、封筒に「**報告書在中**」と記載をお願いします。

※直接窓口へお越しになる場合は、電話にて事前予約をお願いします。

※提出先が令和３年 11 月に新宿ＮＳビルの 10 階から 14 階に変更となりました。

お問合せ先はこちら

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

電話　03-5990-5091　平日 9:00～17:45

Email　cnt-hokoku@tokyokankyo.jp

SDGs への取組

調布清掃の SDGs への取組

株式会社 調布清掃　経営企画室長　望月麻子

この業界は SDGs の目標「12 持続可能な消費と生産」等と直結しています。弊社も 2050 年カーボンニュートラル目標と併せ、廃棄物資源を再利用する事に取り組んでおりますが、今回は「7 エネルギー」「13 気候変動」での弊社の取組をご紹介致します。

1 太陽光発電 ― 再生可能エネルギーへの移行

- 本社及び支店社屋の屋根、群馬県高崎市農耕跡地に太陽光パネルを順次設置しました。本社社屋のパネル半分は自家消費電力として蓄電システムと連動し停電時には蓄電した電気を必要最低限の事務機能として利用できるよう特定負荷として割り当てております。もう半分は売電用ですが停電時に自立運転へ切り替る事が出来、全量を災害時業務復旧（BCP）対策、また近隣住民の携帯電話等への充電に使って貰えるようにしております。
  今後は中間処理施設の屋根にパネル設置を計画しております。
- 福島県双葉郡富岡町の住民の方が「原発事故からの復興を自分達の力で！」と立ち上げたメガソーラープロジェクト「富岡復興ソーラー高津戸・清水前太陽光発電所」へ出資を行いました。

2 地中熱ヒートポンプ ― ヒートアイランド対策

本社社屋のエアコンの一部は地中熱を利用したヒートポンプシステムを活用しています。地中の温度は年間を通じて約 15℃前後と安定しておりますので、外気との温度差を利用しています。

3 車両・重機 ― CO_2 排出量削減

- 電動パッカー車…処理場で定置利用するパッカー車 1 台の架装部を電動パッカー車にしました。エンジンを掛けずに積込む事が可能となり積込時 CO_2 排出ゼロとなります。
- 電動重機…使用する重機は電動タイプに順次切り替えております。
- CNG パッカー車…圧縮天然ガスを燃料にした車両を 11 台保有しております。2050 年目標に向け今後は電気走行パッカー車に移行していく事が予想されます。
- モニタリング…業務車両約 130 台にデジタルタコグラフを装備し、安全運転とエコ運転に役立てております。

以上、弊社のエネルギー分野での SDGs の取組をご紹介しました。今後も日々変わりゆく社会情勢、環境、先進技術に順応しながら取り組んで参ります。

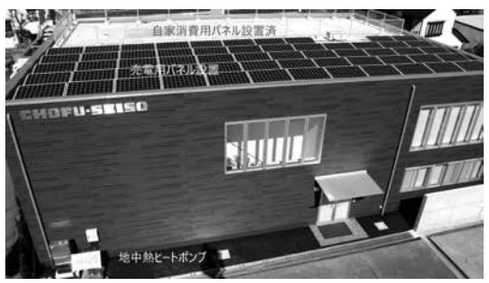

本社パネル・地中熱ヒートポンプ

人材確保プロジェクト■新入社員インタビュー【最終回】

INTERVIEW

株式会社ワイエムエコフューチャー

竹下大貴（たけした だいき） さん

2018 年 2 月入社 ◉大卒［文系］

働き方改革に向けた環境整備や新型コロナ対策も担当する竹下さん

― 現在の業務内容は？

労働時間、有給休暇、備品等の管理業務を主に行っています。

残業時間の管理、毎月行っている安全衛生委員会で残業時間、有休消化に関する資料を作成し、働き方改革に向けた環境整備を行っています。

また、新型コロナの感染防止のための対策を実施し、感染を疑わせる症状があった場合、感染してしまった場合の対応のマニュアルを作成、周知しました。

― 入社した企業の決め手（入社理由）は？

面接のときに今の上司が面接官で、入社後にどのような業務を行うのかなど丁寧な説明や人柄を拝見し、「入社したい」と思いました。何度も他の企業で面接を受けましたが、名刺をいただきその面接官がどの部署で、どのような立ち位置に在籍しているのかを企業の方から開示して頂いたことで、入社後の自分の立ち位置が想像できたことも入社を決めた要因です。

― 就活ではどういう軸で企業選びをしましたか？

学生の頃から「事務職をやりたい」という気持ちがあり、就職活動をしました。

しかし前職では希望する事務職ではなく､接客業をやりました。学生の頃から「事務職をやりたい」という気持ちが諦めきれず再度、就職活動を行いました。

転職活動をするにあたって、「前職で培った経験をいかしつつ、事務職が出来て、成長出来る会社」を目標に企業選びをしました。

― 産廃業界について入社前と入社後のイメージは？

家の近くにごみ処理施設があり、ごみを焼却炉で燃やし、その熱で温水プールを運用していましたので「ごみは焼却炉で燃やして何かしらでの方法でリサイクルをする」でした。実際は、想像していた以上に多くの品目があり、それぞれ処理方法が異なり一言で「リサイクルする」ということがどれだけ大変なのかを知ることができました。

― 今後の目標は？

総務部の人間としても、産廃業者としてもまだまだ覚えることや課題が多いですが、少しずつ知識を付け、少しでも社内に貢献出来るようになりたいです。

● 採用者コメント

現在、勤怠・庶務業務のほかコロナ対策など担当してもらっています。非常にやる気があり、入社当初から仕事を任せられる人材ですが、毎日が勉強のようです。会社が事業活動する上でバックオフィスの役割は重要。社会の動きや法的知識を高め、より信頼される人材へと成長願います。

理事会・委員会報告

第７０回 理事会

開催日時： 10 月 13 日㈬ 14 時 30 分～ 16 時 46 分　**場所：** 協会会議室 及び Web

出席者： 会議室 ; 6 名（三役） Web 参加 ; 13 名　監事 2 名

議題：

１．決議事項

（1）新入会員の承認
（2）賀詞交歓会（1月２１日）実施の可否
（3）１２月理事会実施の可否

２．協議事項

（1）次期役員の選考手順

３．報告事項

（1）７～９月の月次会計報告とマニフェスト販売状況
（2）４～９月の事業報告
（3）令和４年度予算要望の報告
（4）プラスチック資源循環促進法に対する全産連から国への要望
（5）「労働災害防止計画」の達成状況
（6）産業廃棄物処理業者に対する行政処分
委員会・部会報告

次回開催日： 12月8日㈬　協会会議室

法制度検討委員会（篠原 委員長）

開催日時： 9 月 24 日㈮ 14 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 9 名

議題及び内容：

● 令和 3 年度の検討テーマである、
①収集運搬業積替え保管許可の規制緩和について
②今の市場環境が必要とする廃棄物積替え保管施設とは
を検討するにあたり、協会正会員全企業並びに関東地域の県・政令市に積替え保管についてのアンケートを送ることとし、アンケート内容について議論した。
アンケートについては当機関誌 10 月 1 日号に同封し送付する。

次回開催日： 12月7日㈫ 14時～16時　協会会議室

理事会・委員会報告

医療廃棄物委員会（五十嵐 委員長）

開催日時： 9月30日㈭ 15時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 12 名

議題及び内容：

①委員の交代について
委員１名が退職のため同社内で交代する。

②排出事業者向け資料の配布について
- 東京都医師会を訪問した際の内容を報告した。
- 東京都病院協会の会員へ当協会から直接資料を送付する。

③東京都環境局への訪問について
すでに作成した資料の他に東京都環境局へ説明に行くための新しい資料を作成することとした。

次回開催日： 11月22日㈪ 15時～16時30分　協会会議室

中間処理委員会 焼却分科会（三田リーダー）

開催日時： 10 月 8 日㈮ 14 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 6 名

議題及び内容：

● **感染性廃棄物処理フロー・プラスチック資源循環について（講演：木村専務理事）**
- 「感染性廃棄物」についてはコロナに関わらずこの数年増加傾向。コロナ禍になり、容器に少量でも搬出することが増え、容器個数が増えている。
- 「プラスチック資源循環」については、焼却熱回収は欧米ではリサイクルとみなさない。CO_2 ゼロに向け今後 CO_2 を回収する装置をつけるなど対策が必要となる。

● **メンバー企業で情報共有**
- コロナの影響で感染性廃棄物の容器個数が増え、焼却余力がない。
- どの焼却炉も老朽化と CO_2 ゼロが今後の検討課題である。

次回開催日： 未定（次年度）

中間処理委員会 中和・脱水分科会（石田リーダー）

開催日時： 10 月 20 日㈬ 14 時～　**方法：** Web 会議　**出席委員：** 5 名

議題及び内容：

● **令和 4 年 1 月 24 日（月）Web セミナーについて**
①「WDS の運用方法と注意点」と題して、Web セミナーを開催する。
異物混入や情報不足による事故事例や WDS の運用について講演する。
②①のセミナーの開催案内を、11 月下旬発送の協会機関誌に同封する。

次回開催日： 12月14日㈫ 10時～12時　協会会議室（Webセミナー収録）

税務相談

顧問　公認会計士
梅澤　隆

I.　インボイス登録制度申請開始
II.　国税庁の預貯金の照会業務
III.　退職所得の見直し

I.　インボイス登録制度申請開始

Q　**インボイス制度の登録申請が令和３年10月１日から開始されるとのことですが、その内容を教えてください。**

A　**インボイス制度（適格請求書等保存方式）**

令和5年10月1日から導入されるインボイス制度は、適格請求書の保存をしている場合だけ、仕入税額控除を認める方式です。

そして、適格請求書は適格請求書発行事業者のみ発行ができます。

適格請求書発行事業者となるためには所轄税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出して、登録を受ける必要があります。

その登録申請書は令和3年10月1日より提出が可能になります。

令和5年10月1日の半年前の令和5年3月31日までに提出する必要があります。

税務署による審査を経て登録を受けた場合は、登録番号の通知とともに公表サイトに登録され、事業者の情報が掲載されることになります。

インボイスとは売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額を伝える手段です。

登録番号等の一定の事項が記載された請求書や納品書その他、これらに類するものを言います。

適格請求書（インボイス）の記載項目

①適格請求書発行事業者の氏名及び登録番号
②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨の記載も必要）
④税率ごとに区分して合計した対価の額及び税率
⑤税率ごとに区分した消費税額
⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このようにインボイスには登録番号の記載が新たに必要になります

なお、不特定多数を相手に販売等を行う小売業、飲食店、タクシー業などは「適格簡易請求書」があり、受け取る事業者の氏名又は名称は無く記載項目が異なります。

免税事業者からの課税仕入れにかかわる経過措置

免税事業者や適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れは原則仕入れ控除の適用を受けることはできません。ただし令和11年9月30日までは一定要件の下で、仕入税額相当額の一定割合を仕入れ税額とみなして控除できる経過措置が設けられております。

登録番号がないので仕入れ控除ができないと判断してしまうと誤ったものになります。

留意してください。

II.　国税庁の預貯金の照会業務

国税庁は金融機関と連携して、調査対象者に係る「預貯金の照会・回答業務」のデジタル化を全国展開する予定です。

「預貯金の照会・回答業務」は税務調査の際に行政機関と金融機関との間で行われており、年間の照会件数は約6000万件にもおよぶそうです。そのうち国税関係が約600万件あるそうです。

この業務はすべて紙ベースの人手作業でおこなわれていました。金融機関側及び国税当局側も業務負担と時間を要するものでした。

国税当局は同業務のデジタル化に向け実証実験が昨年行われ、平均回答日数の短縮があり、業務の効率化につながることとなり、本年よりデジタル化を全国展開する予定とのことです。

税務調査を受けているときは、会社の預金の状況はすでに銀行照会し、その情報は税務署では簡単、迅速に入手しているものと思われます。

III. 退職所得の見直し

Q　**短期退職課税の見直しがされたそうですが、どのような内容ですか。また、役員の退職課税との関係はどのようになりますか。**

A　**令和３年度税制改正で短期退職手当等が創設されました。**

この改正により従業員の退職所得に一定の制限がかかることになりました。

退職所得の金額については、退職手当等の収入金額から、勤続年数に応じて計算された退職所得控除がなされ、残額に対し2分の1に相当する金額とされています。

計算式

退職所得の金額＝（退職手当等の収入金額－退職所得控除）×1/2

退職所得控除額は

20 年以下・・40 万円×勤続年数

20 年超・・800 万円＋ ｛70 万円×（勤続年数－ 20 年)｝

すなわち20年までは1年ごとに40万円、20年を過ぎれば1年ごとに70万円が退職所得控除として積上げられることになります。

そのあとに、1/2とすることにより所得金額は少なくなり、税金も減額となります。

しかし、改正がなされ、短期退職手当については、令和4年分の所得税から、退職所得控除額の控除後の残額が300万円を超える部分については1/2課税が不適用となります。

短期退職手当等とは「勤続年数が5年以下である従業員が受ける退職手当」が該当します。

すなわち、勤続年数が5年以下の場合には所得控除後の退職金が300万円を超えるとき調整計算が入ることに気を付けなければならないことになります。

退職所得控除後の金額が300万円以下の場合は従来のままですが、300万円超の場合の計算式は以下のようになります。

退職所得の金額＝150万円＋｛退職手当等の収入金額－（300万円＋退職所得控除額）

例えば支給額が1000万円で勤続年数が5年の場合

150万円＋｛1000万円－（300万円＋200万円）｝＝650万円となります。

解説すると1000万円から退職所得控除200万円を控除し残りが800万円となりますが、その内訳は1/2課税となる300万円と100%課税となる500万円になります。

したがって、150万円と500万円の合計が650万円となります。

勤続年数についての制約は特定役員についてありましたが、改正で従業員についても制約がつくことになりました。

（特定役員退職手当との関係）

従前から勤続年数が5年以下の役員に支給される退職手当等は「特定役員退職手当等」に該当し、1/2課税が適用できません。ここでの勤続年数には使用人兼務役員としての期間も含めます。

従業員として入社し、使用人兼務役員、役員となった場合などいろいろな場合が想定されます。

勤続年数が従業員期間と役員就任期間と重複する場合などが想定されます。

勤続年数が短い場合は退職所得の計算は複雑になることに気を付けてください。

慣れ過ぎた　心に潜む
その危険
一歩先を読む　危険予知

公益社団法人 福岡県産業資源循環協会　令和３年度労働安全衛生標語入賞作品
処分部門「最優秀賞」

※福岡県の協会のご厚意により、入賞標語を４回掲載しています。

身近なヒヤリ・ハット事例　Part 151

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善事項
1	作業場で	油圧ショベルに乗るとき	ステップから足を滑らせてしまった。	足元を確認して、手すりをしっかり握り、ゆっくり上がる。
2	一般道で	停車後、青信号になり走行を開始してすぐに	前車の左脇から逆走する自転車が来た。	常に前車との車間距離が狭くならないように気をつける。
3	信号機のない交差点で	貨物自動車で製品の配達中に	左側から自転車が飛び出してきた。	かもしれない運転をする。
4	交差点で	貨物自動車で製品の配達中に	普段は人がいないので油断していたら、横断歩道で人が歩いていた。	横断歩道手前では、横断する者がいないか必ず確認する。
5	作業場で	ホイールローダーから降りる時	転落しそうになった。	慣れからの不注意なので、手すりをつかみ、車体側を向き、ゆっくり降りる等、安全を再確認する。
6	破砕機の投入口で	異物除去作業中に	廃材が投入され、ぶつかりそうになった。	除去作業中のサインが出ているときは投入しないルールを再確認する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せください。

◆「安全衛生活動の現状調査」の回答の提出のお願い◆

今機関誌に「安全衛生活動の現状調査票」を同封しております。
こちらは例年実施しているものになりますが、昨年の回答率は 31.7%に留まり 47 都道府県協会の中で 36 位と低レベルです。(**1 位の回答率は 95.9%**)
今年はぜひとも全会員様に回答・提出いただけますようお願い申し上げます。

締切　令和３年１２月 16 日（木）

（一社）東京都産業資源循環協会　会　長　鈴木　宏和
同　安全衛生推進委員会　委員長　細沼　順人

広　告

㈱太陽油化 大屋根工事

☆特殊な技術で施設を稼働しながら施工が可能
☆設計から鉄鋼建材の加工、建設までオーダーメイドで施工でき、短期・低コスト
☆有効スペースを最大化でき、自由設計しやすいＳ造の技術で、
　おしゃれで快適な空間作りを提案できます。

☆お悩み解決します。
①限られたスペースに、思い通りのレイアウトで新設や増設をしたい。
②なるべく安く耐震補強をしたい。
③外壁や屋根を設置したいけど、工場の稼働を止めたくない。
④建替えるとスペースが減ってしまうから、既存建屋を改修したい。
⑤従業員が快適に働けるおしゃれな建屋にしたい。
⑥土地の用途変更から設計施工まで全部やってほしい。
⑦産業廃棄物の中間処理場の事情を知っている業者に施工してほしい。

一級建築士事務所
株式会社 坂本鉄工建設
埼玉県さいたま市見沼区片柳１－１７３－１
東京都産業資源循環協会会員様 専用営業窓口
03-3938-0052（担当：政所）
※東京都産業資源循環協会 会員企業　株式会社 太陽油化のグループ会社です。

産業廃棄物処理・環境ソリューション事業
株式会社太陽油化
SOLTERRA ソルテラグループ

協会の主な今後の日程

（令和３年 11 月 10 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
12	6	月	太平洋会議　１４：００～１５：００	協会会議室
	7	火	法制度検討委員会　１４：００～１６：００	協会会議室
	8	水	広報委員会　１０：００～	＊Ｗｅｂ会議
			三役会議　／　常任理事会　／　第７１回理事会	協会会議室
	14	火	中間処理委員会＝中和・脱水分科会　１０：００～１２：００	協会会議室
	16	木	女性部　幹事会	協会会議室
	17	金	青年部　幹事会　　１４：００～１６：００	協会会議室
	28	火	＜協会仕事納め＞	
1	6	木	＜協会仕事始め＞	
	12	水	広報委員会　１０：００～	＊Ｗｅｂ会議
			三役会議　／　常任理事会　／　第７２回理事会	協会会議室
	14	金	全産連　；　理事会　／　新年賀詞交歓会（開催検討中）	明治記念館（港区）
	21	金	~~賀詞交歓会~~　　中止	~~ホテル椿山荘東京（文京区）~~
	24	月	中間処理委員会＝中和・脱水分科会　Ｗｅｂセミナー　１３：００～１６：００	
	27	木	青年部　幹事会　　１４：００～１６：００	協会会議室

表紙の言葉

●今月の写真：［生まれ変わる公共トイレ］恵比寿駅西口トイレ（渋谷区）

　恵比寿駅西口といえば、昔は待ち合わせのえびす像と地下鉄日比谷線の乗換口ぐらいしかなかったように思いますが、開発が進み、駅前の風景もだいぶ様変わりしました。すっかりおしゃれになった西口に今年の夏登場したのが、真っ白な正方形の公共トイレです。こちらも「THE TOKYO TOILET」プロジェクトの１つで、クリエイターは佐藤 可士和 氏（クリエイティブディレクター）。プロジェクト共通で使用されるトイレのピクトサインをデザインしたのも同氏とのことです。

【参照】「THE TOKYO TOILET」（日本財団）　☞https://tokyotoilet.jp

●撮影者：塩沢 美樹（機関誌編集担当）

事務局だより

初冬の候、街路樹も葉を落とし冬の訪れを感じるこの頃、お変わりなくお過ごしでしょうか。新型コロナ感染症によって変化した生活にも慣れ、遠方の知り合いともネットを通して、スマホやパソコンのWebカメラ機能を使って顔を合わせる機会が増えました。便りがないのは良い便りとも言いますが、何もなくともこうして気軽に顔を合わせ、趣味の話題に花を咲かせるのも楽しく、Web会議を使ったセミナーや勉強会のおかげで、今までは遠方で通うことができなかったものが動画配信などで自分の好きな時間に受ける事ができるようになったのも時間の有効活用ができて良いと感じております。確かに新型コロナ感染症の影響で、楽しみにしていた旅行は国内外を問わず控えざるを得なくなりましたが、代わりに多方面の趣味事が増えました。仕事だけではなく、プライベートな部分でも、外出せずに受ける事のできるサービスが増えたのは今までにはない選択肢が増えたとも言えます。新たに知識を広げる機会が増えたと捉えるなら自粛期間も決して悪いことばかりではありません。今年は、企業だけではなく個人単位でも新しいガジェットやツールに対しての知識や理解を深める必要があると感じた年となりました。来年も新しい知識を受け入れる向上心を忘れずに努めて行きたいところです。今年も残すところ、あとひと月となり、時節柄、ご多忙のことと存じます。くれぐれもご自愛のほどお祈り申し上げます。来年も相変わらずのご愛顧をお願い申し上げて、少々早いですが歳末のご挨拶とさせて頂きます。

（松田）

編集後記

もう師走です。今年も一年ありがとうございました。長引くコロナ禍と経済対策に終始した一年でした。本誌を企画編集している広報委員会もその影響を受けましたが、関係の皆様のご協力のおかげで、毎月の発刊を継続する事ができました。ここにお礼を申し上げます。

今年は、温暖化対策の舵取りが進められた一年でもありました。

8月に、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が発表されました。「人間の影響が大気、海洋、陸域を温暖化させてきたことには疑う余地はない」。国連事務総長は「人類に対する厳戒警報」と述べて、世界の連帯と緊急対策の強化を求めています。地球全体の気温上昇を1.5℃以下に抑えるためには、2030年には温室効果ガスを今の半分にしなければなりません。しかし、不都合な現実として、2030年には温室効果ガスの排出量が今より16％増加する予測となっています。

10月、約50年前に地球温暖化の予測モデルを発表した真鍋淑郎博士（米国プリンストン大）が、今年のノーベル物理学賞に選ばれました。ご本人も述べられていますが、タイムリーな受賞でした。

11月、衆議院選挙直後に岸田首相が駆け付けたCOP26（英国グラスゴー）。ここで、「IFRS財団（国際会計基準の策定を担う非営利組織）」が、「国際サスティナビリティ基準審議会（ISSB）」の設立を発表しました。気候変動に関わる「情報開示」の基準が統一されることで、今後は企業の選別が加速するだろうと言われています。世界のESG投資の規模は、4000兆円。この勢力は強く、さらに巨大化すると思います。

2022年は、温暖化対策に向けた会員の結束と実効性を高めるために、協会として何ができるのか、ビジョンや数値目標を設けたアクションプランを明確にして、社会からの期待に応えなければなりません。そういう年になると思います。

（森）

とうきょうさんぱい

第38巻 第9号 通巻 第375号

令和3年12月1日発行

発行人　鈴木宏和
企画・編集　広報委員会
発行　一般社団法人 東京都産業資源循環協会
〒101－0047　東京都千代田区内神田1－9－13 柿沼ビル7F
TEL　03（5283）5455（代表）　FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp　E-mail;info@tosankyo.or.jp